

益城町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町に移住した者が、マッチング支援対象の求人充足して定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付については、益城町補助金等交付規則（平成22年益城町規則第16号）及び熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、次の第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号及び第3号の要件を満たす就業をした者とする。

- (1) 2人以上の世帯の場合にあつては、別表1に掲げる全てに該当し、単身の場合にあつては、別表1の1の項、2の項及び4の項に掲げる全てに該当すること。
- (2) 別表2に掲げる就業に関する要件の全てに該当すること。
- (3) 別表3に掲げるテレワークに関する要件の全てに該当すること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 2人以上の世帯の移住者 100万円
 - (2) 単身の移住者 60万円
- 2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を申請しようとする者は、益城町移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 全ての申請者
 - ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
 - イ 移住元の住民票の除票の写し（別表1の移住元に関する要件に該当することを確認できる書類）

ウ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込可能となる情報が確認できるものに限る。）

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者（次号に定める者を除く。）

ア 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主

ア 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地を確認できる書類）

イ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

(4) 東京圏から東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

ア 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

イ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(5) 2人以上の世帯の移住者

ア 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

(6) 支援金（就業の場合）の申請者

ア 就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類。別記第2号様式）

(7) 支援金（テレワークの場合）の申請者

ア 就業先企業等の就業証明書（所属先企業等からの命令でない移住を確認できる書類。別記第2号の2様式）

2 前項の規定による申請は、毎年度4月1日（益城町の休日をも定める条例（平成2年益城町条例第4号）第1条に規定する益城町の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から2月末日（休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに提出しなければならない。

（支援金の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、益城町移住支援金交付決定通知書（別記第3号様式）を交付するものとする。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、益城町移住支援金交付請求書（別記第4号様式）を町長へ提出するものとする。

2 前項の規定による請求は、交付決定を受けた年度内に遅滞なく行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が、支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、益城町移住支援金交付決定通知書再交付願（別記第5号様式。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに益城町移住支援金交付決定通知書（再交付）（別記第6号様式）を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還)

第10条 町長は、支援金の支給を受けた者が、次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議のうえ、町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 次のアからエまでに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合

ウ 別表2における移住支援金（就業の場合）において、支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合 半額

2 支援金の返還に関しては、「益城町移住支援金返還に関する事務取扱要領」にて別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表 1 (第 2 条関係)

番号	要件	事項
1	移住元に関する要件	<p>(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p> <p>(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</p>
2	移住先に関する要件	<p>(ア) この要綱の施行日以後に町に転入したこと。</p> <p>(イ) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。</p> <p>(ウ) 町に、支援金の申請日から、5年以上継続して居住する意思を有していること。</p>
3	世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）	<p>(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援</p>

		<p>事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。</p> <p>(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後1年以内であること。</p>
4	その他の要件	<p>(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあつては、世帯員も同様とする。）。</p> <p>(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(ウ) その他町長が支援金の対象として不適當と認めた者でないこと。</p>

別表2（第2条関係）

就業の種類	番号	事項
一般の場合	1	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
	2	就業先が、県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
	3	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
	4	<p>週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、次に掲げる事項の全てに該当する対象法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。</p> <p>(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人等又は地方公共団体から補助を受けている法人等を除く。）ではないこと。</p> <p>(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金おおむね50億円未満の法人等であつて、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であつて、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事</p>

		<p>が必要と認める法人等を除く。)ではないこと。</p> <p>(ウ) みなし大企業でないこと。ただし、上記(イ)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。</p> <p>(エ) 本社所在地が、東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人等(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。))を採用する法人等を除く。)ではないこと。</p> <p>(オ) 雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>(カ) 「くまもと移住定住U I Jターン就職支援センター」によるU I Jターン就職支援の利用登録を行っている法人等であること。</p> <p>(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。</p> <p>(ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p>
	5	上記2の求人への応募日が、マッチングサイトに掲載された日以後であること。
	6	当該法人等に、移住支援金の申請日から、5年以上継続して勤務する意思を有していること。
	7	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
専門人材の場合	1	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
(プロフェッショナル	2	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業	3	当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
	4	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
	5	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職する

した者)		ことが前提でないこと。
------	--	-------------

別表3 (第2条関係)

番号	事項
1	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
2	内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。